

令和5年度第2回岡山大学病院の医療安全に係る外部監査委員会議事要旨

日時 令和5年11月17日（金）16時00分～17時18分

場所 岡山大学鹿田キャンパス 管理棟3階 大会議室

出席者 【委員】松山委員長，長谷川委員，清板委員

【岡山大学病院】前田病院長，塚原医療安全管理責任者・医療安全管理部長，濱野副薬剤部長，大澤医師 GPSM，長谷川医師 GPSM，白井歯科医師 GPSM，正岡薬剤師 GPSM，丸山看護師 GPSM，山本看護師 GPSM，川村病院事務部長，藤井医事課長，渡辺医事課総括主査，和田医事課主査，内田医事課主任，渡辺医事課準専門職員

【法人監査室】三垣法人監査室長，棟岡法人監査室総括主査

1. 開 会

議事に先立ち，塚原医療安全管理部長から，岡山大学病院の出席者のうち，今回から新たに委員会に参加する職員の紹介があった。

2. 議 事

（1）医療事故再発防止の取り組みについて

初めに，松山委員長から，議題提案の趣旨について説明の後，岡山大学病院における医療事故再発防止の取り組みについてについてお伺いしたいとの発言があり，大澤医師 GPSM から，資料に基づき，医療事故再発防止体制について説明があった。

以上の説明に対し，松山委員長から，医療事故等調査委員会で結論が出るまでにどのくらい時間がかかるのかということについて質問があり，大澤医師 GPSM から，4，5か月から1年程度必要である旨回答があった。続いて，医療事故調査において，事故原因が医師個人の責任となってしまう可能性について質問があり，あくまで組織内のルールの中のエラーが原因となっているという観点で調査を行っている旨回答があった。さらに，調査結果の情報共有の方法について質問があり，調査結果については，医療安全管理部から当該診療科に伝えており，また，患者，家族に対しても，診療科からではなく，医療安全管理部から病院として伝えるようにしている旨，また，再発防止策に関しては，診療科に改善を命じる，という形をとっている旨回答があった。続いて長谷川委員から，調査結果報告書は当該診療科以外にも共有されているのかとの質問があり，大澤医師 GPSM から，医療安全管理委員会委員（主に各診療科長）に共有されている旨回答があった。さらに，再発防止策が実際に効果を発揮した事例の有無について質問があり，同じような事例が起こった際に，対策が講じられていたことで早急な対応で重篤化を防ぐことができた事例があったとの回答があった。また，清板委員から，医師が患者や家族からの質問に答える際には，ただその質問に答えるだけではなく，なぜその質問をしたのか，という患者や家族の心情について慮った上での回答を行うことが相互理解のためには必要であるとの意見があり，大澤医師 GPSM から，病院側としても，医療安全の観点からその重要性を認識しており，院内での啓発及び職員教育に努めている旨説明があった。さらに，清板委員からは，患者や家族の本心に触れることは医師の心理面にも良い影響があるのではないかとの意見があった。

(2) インフォームド・コンセント時の録音・録画に関する院内ルールについて

大澤医師 GPSM から、議題提案の趣旨について説明の後、長谷川医師 GPSM からインフォームド・コンセント時の録音・録画に関する運用マニュアルの整備を検討しており、このことについてご意見をいただきたいとの発言があった。

以上の説明に対し、長谷川委員から、録画については、肖像権やプライバシー権の問題があるので、基本的に認めることは難しいとの見解が示され、また、録音に関して、現在の取扱い及び病院側が録音する際には患者や家族に同意を得ているかどうかについて質問があり、大澤医師 GPSM から、患者側から申し出があった際は録音を認めているが、それは、問題事例である場合と遠方の家族に説明し、情報共有するため、という二つのパターンである旨、また、病院側が録音する場合は同意を得て行うこととしているが、病院側から録音を申し出るとは実際にはほぼない旨回答があった。さらに、長谷川委員から、患者や家族側から録音の申し出があった場合に病院側も録音することは問題ないと考えられる旨、また、患者や家族側が申し出を行わずに録音を行うことも考えられ、その録音場所が個室等である場合は証拠価値が認められる可能性が高いと考えられる旨、また、録音データの保存期間を1年としている点については、後々争いとなる可能性のことを考えると懸念がある旨発言があった。それに対して、大澤医師 GPSM から、多くの場合、争いとなるかどうかについては1年程度が判断の目安の時期となるので、そこでデータの破棄について判断する、という趣旨である旨説明があった。また、清板委員から、現在、インフォームド・コンセントの際に無断録音は禁止である旨、あるいは録音するには了解を得る必要がある旨を何らかの形で患者に伝えているのか、との質問があり、大澤医師 GPSM から、院内での無断撮影や録音を禁止する旨は明示しているが、インフォームド・コンセントの際に特にそのことについて説明等は行っていない旨、また、録音への対応については現場の判断に委ねられている部分が大きい状態であるため、院内におけるルールが必要であると考えている旨回答があった。さらに、松山委員長から、インフォームド・コンセント時の録画の現状について質問があり、説明時に暴力的な発言の恐れがある場合に、録画可能な部屋を使用している旨回答があった。また、大澤医師 GPSM から、患者側から医師等の病院側担当者の名札の撮影許可を求められた場合の対応について質問があり、長谷川委員から、撮影禁止という院内ルールがある場合、医師等の本人の意思で断ることは問題ないとの見解が示された。さらに、前田病院長から、録音については患者側からの申し出があった場合は基本的に認めている旨、録画については、関係のない第三者が映り込む可能性があることや医療従事者を撮影されることで医療行為に支障をきたす可能性があるため、原則禁止しているとの発言があった。最後に、松山委員長から、録画については、慎重に検討を重ねる必要がある旨の発言があった。

3. 講 評

松山委員長及び長谷川委員から、本日の監査結果に基づき、次のとおり講評が述べられた。

(1) 医療事故再発防止の取り組みについて

・松山委員長

医療事故再発防止については、事例発生後の対応体制の中で、院内の事例検討会あるいは外部委員の方々にも構成員として参加していただいている医療事故等調査委員会において、詳細な調査によって原因究明が行われていること、そしてそれを基に再発防止策の作成を

行い、結果を院内に共有することで病院全体として再発防止を非常に重視した体制が適切に運営されていることが確認できた。

(2) インフォームド・コンセント時の録音・録画に関する院内ルールについて

・松山委員長

インフォームド・コンセント時の録音・録画に関する院内ルールについて、インフォームド・コンセントは患者さんにとって最も適した治療方針を患者さんの意思で決定するプロセスであり、医療者側の説明内容を十分に理解していただき、治療方針に納得していただくためにも、録音は一つの有効な手段であると考えます。

一方で、院内において、他の患者さんや職員のプライバシー及び個人情報を保護する観点から、録音については、一定のルール作りが必要となる。

今回、そのルール作りが進められていること、それによって、より患者さんの側に立ったインフォームド・コンセントが行われる体制の整備が進められていることが確認できた。

・長谷川委員

病院として統一的な対応を行うために、ルール作りをしておくことが重要であると考えるので、医療従事者及び患者や家族の双方にとってよりよいものとなるようにこれからも検討を重ねて改善していくことをお願いしたい。

4. 閉会・事務連絡

閉会にあたり、前田病院長から本日の外部監査について謝辞が述べられた。また、医療事故再発防止については、第三者の視点を入れて検証を行うことが、患者や家族及び医療従事者の双方の心情の面を考へても非常に重要と考えていること、また、患者や家族への説明の仕方について改善していきたいと考えていること、インフォームド・コンセント時の録音・録画に関する院内ルールについては、本日いただいた各委員の意見を参考に、今後も改善していきたいとの発言があった。

三垣法人監査室長より、次回（令和6年度第1回委員会）の開催について、来年の6月頃を予定しており、開催時期が近づいたら、改めて日程調整させていただきたい旨お知らせがあった。

以上